

## 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかか る災害救助法の適用について（第3報～第8報）

この度の令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により、生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。令和7年8月8日にお伝えいたしました災害救助法の適用につきまして、以下の通り第3報～第8報（下記下線部参照）の続報が出ておりますのでお知らせいたします。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

### 1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

### 3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
<b>【石川県】</b>	
金沢市	8月7日（第1報）
<b>【鹿児島県】</b>	
霧島市	8月7日（第2報）
薩摩川内市、霧島市、始良市	8月7日（第3報）
<b>【山口県】</b>	
宇部市	8月10日（第4報）
<b>【熊本県】</b>	
玉名市、玉名郡玉東町、長洲町	8月10日（第5報）
下益城郡美里町	8月10日（第6報）
八代市、宇城市、八代郡氷川町	8月10日（第7報）

**【お問合せ先】**

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

以上